



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第145号

平成28年5月31日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

◆お役立ち情報

『注目しておきたい助成金について』
...長時間労働の抑制を図るための制度が検討されます。

平成27年度補正予算、平成28年度予算における経済産業省の補助金や厚生労働省の助成金もほぼ出揃い、経済産業省の補助金はほとんどが公募を終了しました。

そんな中で、これから注目しておきたい助成金の一つに「勤務間インターバル制度(社員が職場を退社して、翌日出社するまでに一定の時間を空ける制度)導入に係る助成金」があります。

■勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度とは、現在EU諸国で導入されている制度で、勤務終了後から次の勤務開始までに一定の休息時間を設けるといいます。

- ◇24時間につき最低連続11時間の休息を付与すること。
 - ◇7日ごとに最低連続24時間の休息日を付与すること。
 - ◇週の平均労働時間が時間外労働を含めて48時間を超えないこと。
- というのが主な内容です。

日本でも一部の大企業ではすでに導入されています。

厚生労働省では、政府の規制改革会議や産業競争力会議の指摘を受けて、長時間労働の抑制を狙いとして、この「勤務間インターバル制度」の導入の可能性について検討を始めました。

■勤務間インターバル制度導入に係る助成金

新しい制度を普及させるために助成金とセットにして早期普及を図るという施策は、これまでも数多くみられます。

今回も厚生労働省では、長時間労働抑制のために勤務間インターバル制度の普及を図りたいことから、助成金の支給を検討することになりました。

内容としては、勤務間インターバル制度を導入した企業に最大100万円の助成金を支給することが検討されています。

助成金の支給にあたっては、

- ◇勤務間インターバル制度を導入して就業規則等に明記すること。
 - ◇長時間労働抑制の目標数値を盛り込んだ計画書を提出すること。
- などが必要になるようです。

要件等の詳細はこれから発表されます。

今後、注目しておきたい助成金の一つです。